

神奈川県企業庁と東部地域広域水道企業団との
災害時等の相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定書は、水道事業を経営する神奈川県企業庁と山梨県に所在する東部地域広域水道企業団（以下「両水道事業体」という。）が、地震災害等により、通常の給水に支障を生ずる場合において、迅速かつ円滑な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部署)

第2条 両水道事業体は、あらかじめ別表第1により連絡部課名を定め、地震等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。なお、別表第1は、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

(応援物資等の調査)

第3条 両水道事業体は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

(応援内容)

第4条 両水道事業体が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水に関すること
- (2) 応急復旧に関すること
- (3) 応急復旧用資機材の提供に関すること

(応援の要請)

第5条 応援を要請するときは、別表第1に定める連絡部課を通じて行うものとする。

2 前項の応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話、メール又はファクシミリをもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援内容の種類、人員等
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援要請への対応)

第6条 前条第2項による応援要請を受けた水道事業体は、すみやかに応援要請内容を確認し、可能な範囲で対応を行うものとする。

(応援体制)

第7条 応援を要請した水道事業体は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(経費の負担等)

第8条 第4条各号に規定する応援に要する経費は、公益社団法人日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の費用負担の基本的な考え方に準じ、受援者が負担するものとする。

(情報交換等)

第9条 両水道事業体は、この協定書による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の各号に定める事項について協力して実施するものとする。

- (1) 災害対策の取組みに関する情報交換
- (2) 合同訓練の実施

(協 議)

第10条 この協定書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定書は、締結日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、両水道事業体がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月27日

神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県公営企業管理者
企 業 庁 長 高澤 幸夫

山梨県大月市七保町下和田415番地
東部地域広域水道企業団
企 業 長 村上 信行

(別表第1)

連絡先

1 水道事業体名・所在地等	
(1) 水道事業体名	
(2) 所在地	
(3) 電話番号	
2 緊急連絡先	
(1) 緊急連絡担当課	
(2) 緊急連絡担当者 (職名・氏名)	
(3) 電話番号	
(4) FAX番号	
(5) メールアドレス	
3 夜間等連絡先	
(1) 連絡担当者1 電話番号	
(2) 連絡担当者2 電話番号	
(3) 連絡担当者3 電話番号	